

教第 63 号議案

神戸市学校給食センター整備・運営 P F I 事業者選定委員会設置規則の一部を改正する規則について

神戸市学校給食センター整備・運営 P F I 事業者選定委員会設置規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 5 年 3 月 9 日提出

神戸市教育委員会事務局
事務局長 高田 純

理由

神戸市学校給食センター整備・運営 P F I 事業者選定委員会の設置期間を延長するに当たり、規則を改正する必要があるため。

神戸市学校給食センター整備・運営PFI事業者選定委員会設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年 月 日

神戸市教育委員会
教育長 長田 淳

神戸市教育委員会規則第 号

神戸市学校給食センター整備・運営PFI事業者選定委員会設置規則の一部を改正する規則

神戸市学校給食センター整備・運営PFI事業者選定委員会設置規則（令和4年3月教育委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(任期) 第4条 委員の任期は、委嘱の日から <u>令和6年3月10日</u> までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 [略] 附 則 1 [略] (失効) 2 この規則は、 <u>令和6年3月10日</u> 限	(任期) 第4条 委員の任期は、委嘱の日から <u>令和5年3月31日</u> までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 2 [略] 附 則 1 [略] (失効) 2 この規則は、 <u>令和5年3月31日</u> 限

り、その効力を失う。

り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に在職する神戸市学校給食センター整備・運営PFI事業者選定委員会の委員及び臨時委員の任期は、なお従前の例による。